

不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いについてのガイドライン

令和6年10月改訂版

1. 策定の趣旨

2017年2月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(いわゆる「教育機会確保法」)が施行されました。不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、一人一人の状況に応じた必要な支援を行う等が基本理念として明記されています。

不登校児童生徒の中には、教育支援センター(フレンドリー)等の学校外の公的機関やフリースクール等の民間施設で相談・指導を受けている者、自宅でICT等を活用した学習活動に取り組み、社会的自立に向けて懸命に努力をしている者もいます。このような児童生徒の努力に対して、一定の要件を満たす場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができます。不登校児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。

本ガイドラインは、児童生徒が取り組んだ学校外の公的機関やフリースクール等の民間施設での活動や、自宅におけるICT等を活用した学習を、指導要録上の出席扱いとして校長が総合的に判断するための目安を示すものです。

2. 活用にあたって

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではありません。したがって、学校は民間施設に通所する不登校児童・生徒の「指導要録上の出席扱い」について判断する際に、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、各民間施設への訪問等を通して、児童・生徒の安全・安心が確保されていることや、活動内容等を十分把握し、施設における支援が、児童生徒の社会的自立につながっているのかを、総合的に判断することが求められます。

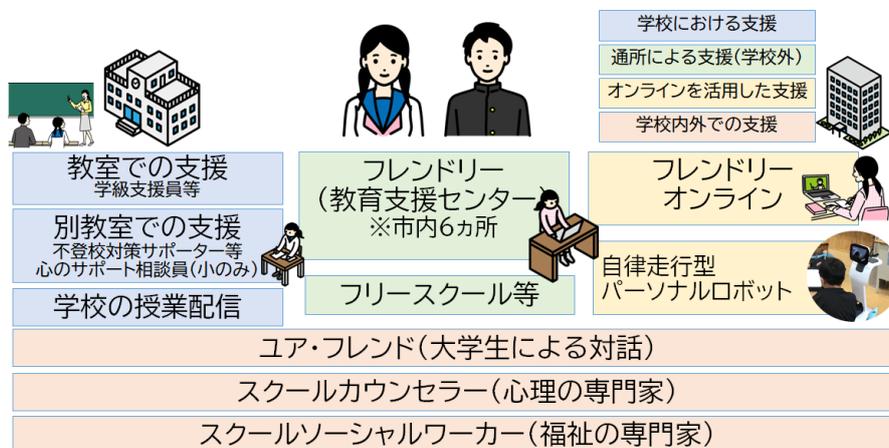


図1 不登校児童生徒の支援

3. フリースクール等の民間施設に通う児童生徒について

(1) 「指導要録上の出席扱い」とする判断の目安

① 学校、家庭、フリースクール等の民間施設との関係について	
ア	保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
イ	学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。 ※定期的(月に1回程度)にフリースクール等の民間施設から学校へ児童生徒の学習状況を報告してもらう。
ウ	施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
②実施主体について	
ア	法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有している。
イ	著しく営利本意でなく、入会金、授業料、入寮費等が明確に示され、保護者等に情報提供がなされている。
③支援の在り方について	
ア	当該施設での相談・指導が社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施している。
イ	当該施設に通所又は入所して 相談・指導を受けている。

(2) 留意点

- ① 学校は、不登校児童生徒及び保護者との定期的(概ね月に1回以上)な家庭訪問や面談、電話連絡等による状況把握を行う。
- ② 学校は、フリースクール等の民間施設における相談・指導が当該児童生徒の社会的自立にとって適切であるかどうかを判断するため、施設訪問を行う
- ③ 学校は、フリースクール等の民間施設から定期的に送付される児童生徒の状況報告(様式任意)のほか、必要に応じて施設訪問や電話連絡等により、通所の状況把握を行う。

4. 自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った児童生徒について

(1) 「指導要録上の出席扱い」とする判断の目安

① 学校と家庭との関係について	
ア	保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
イ	学校の訪問等による対面指導が定期的(概ね月に 1 回以上)に行われている。 ※対面指導(社会的自立に向けた支援も含む)を行う者としては在籍校の教員、SC、SSWなどの専門家、ユア・フレンド等が考えられる。
② ICT等を活用した学習について	
ア	ICTを活用した学習活動とは、ICT(コンピューターやインターネット、遠隔教育システムなど)や郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動。 例 ・民間業者が提供するICT教材を活用した学習 ・パソコン等で個別学習できるシステムを活用した学習 ・学校のプリントや通信教育を活用した学習 ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習(同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信)
イ	学習活動は、当該児童生徒の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムである。
ウ	校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について定期的な報告を受けたり、連絡会を実施したりするなどして十分に把握する。

(2) 留意点

- ① この取り扱いは、各学校が不登校児童生徒に対して行う授業配信、フレンドリーオンラインによる学習支援を受けた児童生徒も含まれる。
- ② 学校は民間業者が提供する ICT 教材を活用した学習活動が、当該児童生徒の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであるかどうかを判断するために、どのような学習活動を提供しているのか問い合わせる等、情報収集を行う。

5. 指導要録上の出席扱いを判断するまでの流れ

(1) フリースクール等の民間施設に通う児童生徒について

内容等	学校が対応すべき内容
①周知	該当児童生徒保護者へ、指導要録上出席扱いについて周知する。
②保護者の申請	フリースクール等の民間施設の契約書の写し等、通所していることが確認できるものの提出をお願いする。(ない場合は様式1でも可)
③説明・確認	指導要録上の出席扱いについては、校長がフリースクール等の民間施設との連携や、状況を実際確認した上で判断となることを説明するとともに、以下の事項を確認する。 <input type="checkbox"/> 保護者は、学校との連携・協力ができるか。 <input type="checkbox"/> フリースクール等の民間施設は、学校との連携・協力ができるか。 <input type="checkbox"/> 保護者またはフリースクール等の民間施設は、毎月の登校状況等を学校へ提出できるか。 <input type="checkbox"/> 学校が本人との面談を希望する際には、対応可能か。
④民間施設との連携	学校が可能な限りフリースクール等の民間施設の視察を行う。毎月の通所状況の報告を依頼する。
⑤判断報告	校長が「指導要録上の出席扱い」の適否について判断し、保護者へ報告する。

(2) 自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った児童生徒について

内容等	学校が対応すべき内容
①周知	該当児童生徒保護者へ、指導要録上出席扱いについて周知する。
②保護者の申請	保護者からの申し出を受け、どのような学習プログラムに取り組んでいるか情報を収集する。
③説明・確認	指導要録上の出席扱いについては、校長が ICT 等を活用した学習活動の内容等を確認した上で判断となることを説明するとともに、以下の事項を確認する。 <input type="checkbox"/> 保護者は、学校との連携・協力ができるか。 <input type="checkbox"/> 定期的な対面指導を実施することができるか。 <input type="checkbox"/> 保護者またはオンライン学習を提供する民間施設は、毎月の学習状況等を学校へ提出できるか。
④判断報告	校長が「指導要録上の出席扱い」の適否について判断し、保護者へ報告する。

6 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について

不登校児童生徒の学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きい。このため、家庭、もしくは公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、成績評価を行うにあたり考慮することができるとされている。したがって、学校は評価材料をでき得る限り集め、評価を行うよう努める。

(1) 成績に反映する際に満たすべき要件

- ① 不登校児童生徒の学習の計画・内容が不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められるか確認を行う。
- ② 学校と保護者等の間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握する。
- ③ 学校は訪問による対面指導やICT を活用したオンラインでの相談・指導等を通じて、不登校児童生徒本人の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒との間に適切な関わりを維持できるように努める。

(2) 具体的な取組例

- ① 1人1台端末を活用して、教育支援センターや自宅から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映。
- ② 学校から届いたプリントや教材等を活用して教育支援センターや自宅で学習した成果を成績に反映。
- ③ フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映。
- ④ 民間のeラーニング教材を活用して教育支援センターで学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映。

(3) 評価材料の例

- ① 学習において用いたワークシートやノート
- ② 学習結果を反映したペーパーテストや、実技テストの動画
- ③ 学習において作成した成果物
- ④ 学習アプリ等を用いて学習した内容がわかるもの

【参考】「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知)」文部科学省 令和6年8月29日